

春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例（平成17年条例第213号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(支給の制限) 第9条 (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。） <u>第17条第2号及び第26条の2第1号</u> に規定する施設又は障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号） <u>第14条第3号</u> に規定する施設に入所している者	(支給の制限) 第9条 (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。） <u>第26条の2第1号及び第2号</u> に規定する施設又は障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号） <u>第1条第9号</u> に規定する施設に入所している者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第1項第1号の規定により新たに支給の制限を受けることとなる者の在宅重度心身障害者手当は、改正後の条例第8条の規定により平成29年4月まで支給する。